

搬送体制及び 施設間ネットワーク構築の考え方(案)

脳卒中急性期における医療施設受診までの流れ(案)

啓発
脳卒中の
症状と
早期受診の教育

発症

○救急搬送の場合

- ・脳卒中疑い例の判別
(都道府県による基準の使用(※)、
病院前脳卒中スケールの使用等)
- ・適切な医療施設の選定

○患者が直接受診する場合

※都道府県は消防機関による傷病者の搬送
及び医療機関による傷病者の受入の実施に
関する基準を策定しなければならない(消防法
第35条)

脳卒中を
疑った場合

脳卒中を
疑わなかった
場合等

脳卒中急性期の
専門的医療を行う施設

高度な
専門的医療
を行う施設

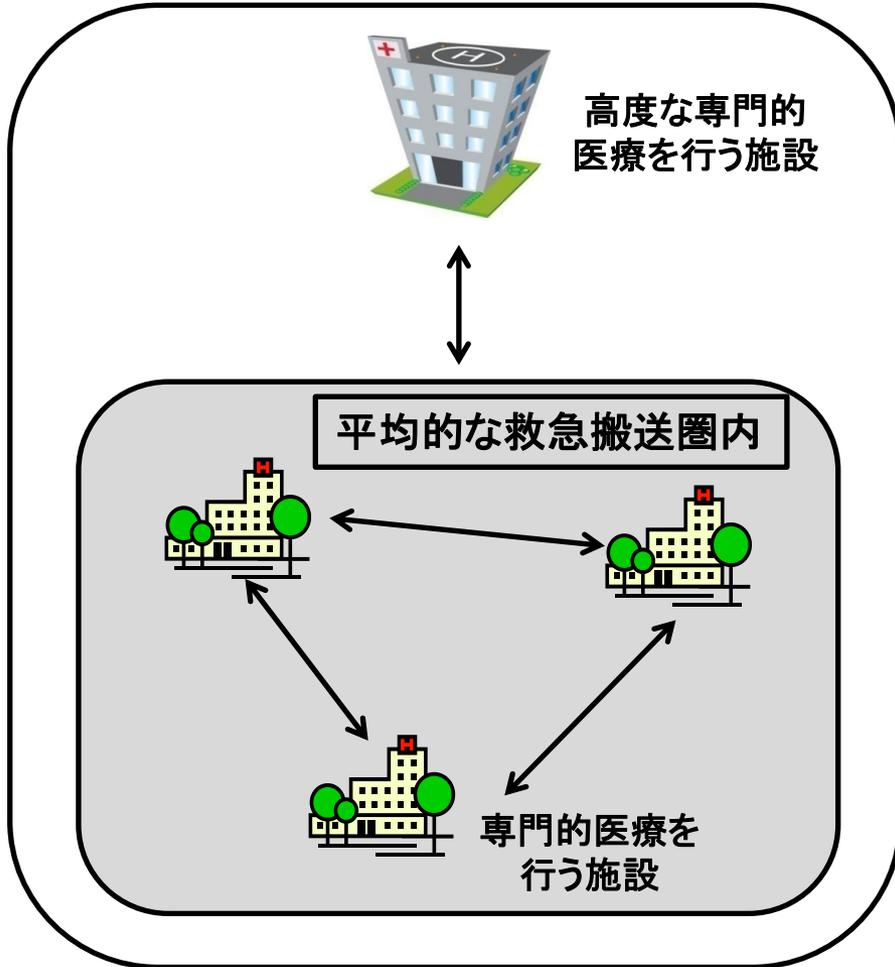
専門的医療
を行う施設

主に初期対応を
行う施設

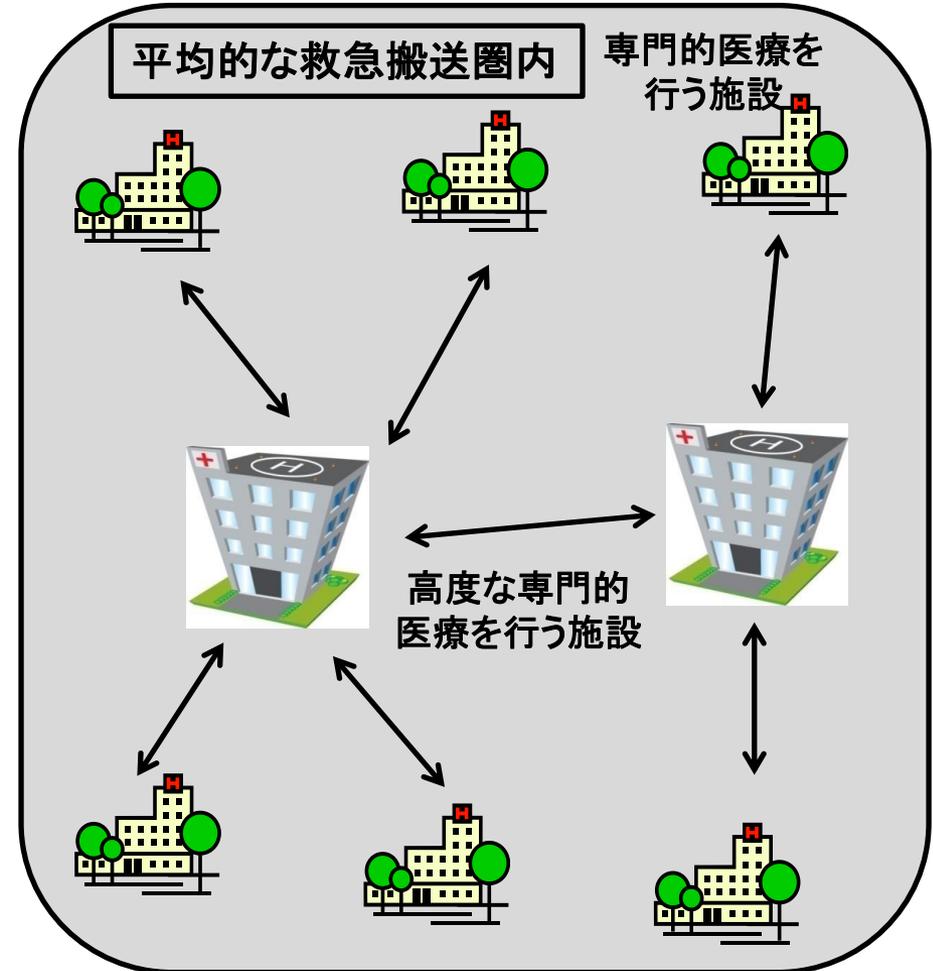
○脳卒中は緊急性かつ専門性が高い疾患群であるため、確実に脳卒中疑い例を判別し、専門的医療を行う施設に直接搬送する体制が必要ではないか

脳卒中における施設間ネットワーク構築のイメージ

地方型



都市型



○地域の現状に即した施設間ネットワーク体制の構築が必要ではないか

搬送～急性期の診療提供体制のイメージ

